

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

和歌山市人事委員会



和市人委第104号
令和4年10月12日
(2022年)

和歌山市議会議長 戸田正人様
和歌山市長 尾花正啓様

和歌山市人事委員会

委員長 田中祥博

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1
のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望
します。

目 次

別紙第1 報告

1	職員の状況	1
2	民間給与等の調査	1
3	職員と民間従業員との給与比較	3
4	物価及び生計費	4
5	人事院の報告及び勧告	5
6	むすび	5

別紙第2 勧告

11

資料

1	職員給与関係	13
2	民間給与関係	19
3	労働経済指標関係	36
4	生計費関係	38
5	人事院の報告及び勧告	39

(給与勧告の骨子・公務員人事管理に関する報告の骨子)

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与、その他職員の給与等を決定する諸条件について継続的に調査・研究を行っている。

その概要は、次のとおりである。

1 職員の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日現在における職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の給与等の実態について把握するため、「令和 4 年職員給与等実態調査」を実施した。

職員の本年 4 月現在における総数は、2,226 人であり、その従事する職務の種類に応じて、それぞれ行政職給料表、教育職給料表、消防職給料表、医療職給料表、福祉保健職給料表の 5 種 7 給料表の適用を受けている。

このうち民間給与との比較を行っている一般行政職の職員の数 は 1,325 人、平均年齢は 42 歳 6 月、学歴別構成比は大学卒 75.1%、短大卒 11.3%、高校卒 13.6% である。

また、一般行政職の職員の本年 4 月における平均給与月額 は、給料 325,481 円、扶養手当 9,768 円、地域手当 20,876 円、その他 16,934 円、計 373,059 円である。（資料 1 職員給与関係 第 1 表 14・15 頁）

2 民間給与等の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、市内における企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 62 事業所について、人事院、和

歌山県人事委員会等と共同で「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。

なお、本年は、昨年と同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び研究員、教育関係等32職種について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査している。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給等の状況を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査している。

主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新卒者の採用を行った事業所は、大学卒で27.5%（昨年37.8%）、高校卒で36.3%（同25.7%）となっており、そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で39.0%（同26.5%）、高校卒で21.5%（同23.9%）となっている。

一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で61.0%（同73.5%）、高校卒で78.5%（同76.1%）となっている。

（単位：%）

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	27.5	(39.0)	
高校卒	36.3	(21.5)	(78.5)	—	63.7

（注）（ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

(2) 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアッ

プを実施した事業所の割合は29.6%（昨年16.7%）、中止した事業所の割合は15.4%（同23.5%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は2.2%（昨年0.0%）、となっている。また、ベースアップの慣行のない事業所の割合は52.8%（同59.8%）となっている。

（単位：％）

役職 段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	29.6	15.4	2.2	52.8
課長級	26.0	8.2	—	65.8

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は87.8%（昨年94.9%）となっている。

（単位：％）

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			定期昇給実施					
			増額	減額	変化なし			
係員		87.8	87.8	29.1	3.5	55.2	0	12.2
課長級		81.6	81.6	31.9	0	49.7	0	18.4

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員と民間従業員との給与比較

(1) 月例給

前述の「令和4年職員給与等実態調査」及び「令和4年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては一般行政職の職員、民間従業員にあつてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与月額を対比させ、ラスパイレス方式に

よる比較を行った。

比較の結果、較差を算出したところ職員の給与が民間給与を1人当たり平均879円（0.23%）下回っていた。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
375,713円	374,834円	879円（0.23%）

（注） 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

（2） 特別給

民間における賞与等の特別給の支給状況については、次表に示すとおりであり、所定内給与月額の4.41月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

平均所定内給与	下半期（A ₁ ）	360,894円
	上半期（A ₂ ）	367,705円
特別給の支給額	下半期（B ₁ ）	650,694円
	上半期（B ₂ ）	958,314円
特別給の支給割合	下半期（B ₁ ／A ₁ ）	1.80月分
	上半期（B ₂ ／A ₂ ）	2.61月分
	計	4.41月分

（注） 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは令和4年2月から同年7月までの期間をいう。

4 物価及び生計費

総務省による本年4月の消費者物価指数は、前年同月と比べ、本市では1.7%上昇しており、全国では2.5%上昇となっている。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎として算定した、本市における本年4月の標準生計費は、2人世帯で145,654円、3人世帯で162,952円、4人世帯で180,241円、5人世帯で197,526円となっている。（資料 3 労働経済指標関係 第12表 36・37頁、4 生計費関係 第13表 38頁）

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告及び勧告をするとともに、公務員人事管理について報告を行った。（資料 5 人事院の報告及び勧告 39頁）

6 むすび

本年の職員の給与の決定に関係のある基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

月例給については、本年4月時点で比較した職員の給与が民間給与を879円(0.23%)下回る結果となっている状況である。

特別給（期末手当・勤勉手当）については、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数（4.30月）が市内民間事業所の賞与等の支給月数（4.41月）を0.11月下回っている状況である。

本委員会としては、これらの調査結果及び給与改定に係る国等の状況を総合的に勘案した結果、職員の給与等について次のとおり取り扱う必要があると判断する。

(1) 職員の給与改定

ア 給料表

給料表については、人事院が勧告した若年層に重点を置いた国家公務員の俸給表の改定内容及び本市の実情を考慮し、改定を行う必要がある。

イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮し、年間支給月数を0.1月分引き上げる

必要がある。

なお、支給月数引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分については、人事院の勧告に準じた改定をすることが相当である。

ウ 実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施する。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施する。

(2) 人材の確保

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、採用活動にも多大な影響を与えている。特に公務員志望者が大幅に減少しているのは、近年の若年人口の減少に加え、就業意識の多様化や勤務環境への関心の高まりが背景となっており、民間企業や国、地方公共団体等において、人材獲得競争が激しくなり、人材の確保については一層厳しさを増している。

特に技術系に関しては、官民を問わず人材獲得競争が激しいため、人材の確保が急務となっている。

本委員会では、本市職員の仕事の魅力をアピールするため、採用者説明会においては、任命権者と連携をとり、各職種にブースを設け、先輩職員から仕事の体験談を話し、魅力を伝えている。多様で幅広い人材を確保するため、広報・啓発活動としてデジタル化に対応したオンライン公務員業務説明会やSNS等を活用した情報発信を強化している。今後も、効果的な方策を進め、試験方法についても更なる研究を行ない、公務の魅力や勤務環境等についてはSNS等を活用しながら受験者に対し広く発信するなど、人材確保について積極的に取り組み、優秀な人材の確保に努めていく。

(3) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の労働意欲や活力の維持、人材の確保、さらには職業生活と家庭生活の両立支援に密接に関連する事項である。

令和3年度においては、令和2年度比で時間外勤務が、年間360時間超の職員数は大幅に増加しており、年間720時間を超える職員や月100時間以上の時間外勤務を行っている職員が存在している。

長時間労働は、業務の効率を低下させ、職員の心身の健康に悪影響を及ぼすことから、任命権者においては、職員の勤務状況を把握するとともに、特定の所属や職員に負担が集中しないよう業務量に応じた人員配置が望まれる。

また管理職員は、職員の健康の保持に最大限の配慮をするとともに日頃の会話や面談を通じて、各々の勤務状況を把握し、必要な業務指導や、業務配分の見直しなど、業務管理を適切に行うことが求められる。

さらに、職員一人ひとりにおいても、長時間労働にならないように時間やコストに関する意識を高め、職務遂行能力の向上を図りながら、効率的な業務を行うよう努めることが重要である。

イ 仕事と家庭の両立支援

ワーク・ライフ・バランスの推進は、職員が仕事にやりがいや充実感を感じながら働く一方で、育児や介護、家庭、地域活動において豊かな生活を送ることができるように取り組んでいくものである。

本市では、和歌山市特定事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援の目標として、男性職員の育児休暇取得率13%以上を掲げている。令和3年度の男性育児休業取得率は、令和2年度と比べて18.9%から29.2%へと上昇し、目標値を達成しており、男性職員の育児への

参画が促進されていることがうかがえる。なお、男性育児休業の取得期間については1カ月未満の職員が過半数を占めている。

またワーク・ライフ・バランスの推進の目標として、職員の年次有給休暇の平均使用日数13日を掲げている。令和3年度職員の年次有給休暇の状況は、令和2年度と同じく、平均使用日数は、11.2日と変化がなく、目標値を下回っている。

なお、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、育児休業の取得回数制限を緩和する国家公務員育児休業法が改正され本年10月1日から施行され、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、常勤職員、非常勤職員ともに不妊治療のための休暇の新設、育児休業の取得の柔軟化等の措置を講じている。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、既存の制度を利用しやすい環境を整備することが重要であり、任命権者においては制度の周知徹底や意向確認など利用促進に向けた取組をより一層推進する必要がある。本市においても、国・他の地方公共団体の動向を注視しつつ、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与する休暇・休業等について検討し、働きやすい職場環境づくりを積極的に推進していかねなければならない。

ウ 会計年度任用職員の適切な処遇の確保

行政ニーズの多様化や複雑化に的確に対応するため、本市においても、多くの部署で様々な職種の会計年度任用職員が任用されており、市政の円滑な業務遂行において不可欠な役割を担っている。

会計年度任用職員が、十分に意欲と能力を発揮できるよう、職務の内容や責任など常勤職員との権衡等を考慮しながら、国・他の地方公共団体の動向に注視しつつ、引き続き適正な任用を行い、給与及び勤務条件等の向上に努めていくことが重要である。

(4) 職員の心の健康保持

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、関連業務に従事する職員や昨年10月に起きた六十谷水管橋の崩落事故への対応業務に従事した職員等への心身の負担が過度になっていた。このような業務は、通常業務と並行して行われるため、通常業務に支障が出る。

また慣れない業務への従事や時間外勤務の増加などによって心身への負担が増えている職員も見受けられることから、任命権者においては、職員の心と体の健康管理について、十分な対策をする必要がある。

現在、ストレスチェック制度の活用、相談窓口の設置、職員への研修など様々な対策が講じられてきたところであるが、任命権者においては、その原因や背景の分析を進めるとともに、メンタルヘルス不調を未然に防止するための職員自身のセルフケア能力や管理監督者のマネジメント能力の向上を図られたい。また管理職員においては、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見と早期対応など、メンタルヘルス対策を行っていく必要がある。

(5) 定年の引上げ

高齢職員の能力と経験を生かした働き方を生かし、組織全体として活力を維持していくことが重要であり、定年の引上げに伴い、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入に当たって、任命権者は、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当の制度に関する情報提供を行った上で、職員の60歳以後の勤務の意思確認を行わなければならない。

さらに中長期的な視点に立った職員の定員管理を行うとともに、安定した市民サービスの提供や、組織運営にも支障が生じないように、新規職員の継続的な採用についても留意しなければならない。今後も、国・他の地方公共団体の動向に注視しつつ、本市の実情も踏まえ、必要な準備

を進めていく必要がある。

—おわりに—

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものである。

民間準拠を基本として市職員の給与を決定する仕組みは、長期的視点から見ると市民の支持を得られる給与水準を保障するとともに、公務における労使関係の安定、公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、今後とも、勧告制度の意義、役割を十分認識して対処されることを要請する。

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

- 1 給料表については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。
- 2 期末手当及び勤勉手当については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、2については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

資 料

1 職員給与関係

令和4年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与等の実態を把握するため、令和4年4月1日を基準日として、職員の給与等について調査したものである。

(2) 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に該当する職員は、調査から除外した。

【調査対象外職員】

- ・技能労務職員
- ・企業職員
- ・臨時的任用職員
- ・会計年度任用職員

(3) 調査事項

4月分給与月額、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

ただし、再任用職員、任期付職員については、給料表別、級別職員数等の職員数のみ調査した。

なお、休職者、停職者等に対し、給与の減額等がなされている場合は、その者に本来支給されるべき給与の月額によることとした。

第1表 職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均給与月額				
		給料	扶養手当	地域手当	小計	その他の手当
全	人 2,226	円 324,714	円 10,068	円 20,702	円 355,484	円 13,916
行政職給料表	1,436	323,691	9,576	20,726	353,993	16,576
一般行政職	1,325	325,481	9,768	20,876	356,125	16,934
教育職給料表(1)	48	349,181	10,885	21,796	381,862	17,513
教育職給料表(2)	30	380,983	17,850	25,973	424,806	35,790
教育職給料表(3)	38	345,905	6,211	22,191	374,307	20,502
消防職給料表	382	336,309	16,103	21,376	373,788	8,137
医療職給料表	3	507,452	13,500	69,618	590,570	210,233
福祉保健職給料表	289	299,884	4,064	18,258	322,206	5,181

(注) 1 教育職給料表(1)～(3)の給料には教職調整額を、医療職給料表の給料には給料の調整額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当等である。

3 構成比については、四捨五入の関係で合計が100とならない場合がある。

合 計	平 均 年 齡	平均経 験年数	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
			大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	男 性	女 性
円 369,400	歳 月 41.06	年 月 19.03	% 68.8	% 14.7	% 16.5	% —	% 67.8	% 32.2
370,569	42.04	19.10	75.5	11.0	13.5	—	71.6	28.4
373,059	42.06	20.01	75.1	11.3	13.6	—	72.5	27.5
399,375	40.04	16.07	100.0	—	—	—	68.7	31.3
460,596	43.05	15.09	96.7	3.3	—	—	73.3	26.7
394,809	41.04	19.04	52.6	47.4	—	—	5.3	94.7
381,925	40.01	19.04	42.4	13.1	44.5	—	98.2	1.8
800,803	58.04	30.07	100.0	—	—	—	33.3	66.7
327,387	39.01	16.09	64.0	34.6	1.4	—	16.6	83.4

第2表 給料表別、級別職員数等

行政職給料表					一般行政職				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数	級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月	計	人	円	歳月	年月
	1,436	323,691	42.04	19.10		1,325	325,481	42.06	20.01
1	136	195,313	27.07	5.01	1	128	195,159	27.07	5.01
2	158	223,229	30.08	8.00	2	136	223,040	30.09	8.00
3	212	255,592	34.00	11.06	3	193	255,882	34.01	11.07
4	243	323,281	42.06	20.01	4	218	324,139	42.07	20.02
5	295	366,263	46.08	24.05	5	276	366,243	46.08	24.05
6	251	400,745	51.05	28.11	6	239	400,810	51.06	29.01
7	96	426,849	56.02	33.07	7	91	426,807	56.00	33.06
8	34	449,862	57.01	34.09	8	33	449,897	57.01	34.09
9	11	485,264	56.06	34.07	9	11	485,264	56.06	34.07

教育職給料表(1)				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	48	349,181	40.04	16.07
1	—	—	—	—
2	46	345,176	39.08	16.00
3	1	*	*	*
4	1	*	*	*

教育職給料表(2)				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	30	380,983	43.05	15.09
1	—	—	—	—
2	7	348,700	38.01	6.02
3	23	390,809	45.01	18.08

教育職給料表(3)				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	38	345,905	41.04	19.04
1	—	—	—	—
2	26	321,780	36.10	14.11
3	12	398,175	51.02	29.00

消防職給料表				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人	円	歳月	年月
	382	336,309	40.01	19.04
1	35	202,234	23.03	3.04
2	22	231,005	26.02	4.08
3	33	256,273	30.07	9.07
4	72	295,226	35.02	14.04
5	85	354,944	41.03	20.02
6	91	407,549	49.02	28.01
7	31	433,042	53.07	33.07
8	7	444,900	57.04	37.07
9	5	460,800	58.07	39.01
10	1	*	*	*

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、「*」としている。(以下本表において同じ)

医療職給料表				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人 3	円 507,452	歳月 58.04	年月 30.07
1	—	*	*	*
2	2	*	*	*
3	1	*	*	*
4	—	—	—	—

福祉保健職給料表				
級	職員数	平均給料月額	平均年齢	平均経年数
計	人 289	円 299,884	歳月 39.01	年月 16.09
1	40	194,555	25.11	4.05
2	78	252,397	33.01	10.11
3	85	308,179	39.08	16.09
4	55	373,975	49.00	26.06
5	31	401,077	52.05	30.01

(参考)

再任用職員給料表	
級	職員数
計	人 196
1	47
2	14
3	82
4	14
5	36
6	3
7	—
8	—
9	—

特定任期付職員給料表	
号	職員数
計	人 —
1	—
2	—
3	—
4	—
5	—
6	—
7	—

(注) 再任用職員数は短時間勤務職員も含む。

第3表 職員の扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である 配偶者を有する者	扶養親族である子 を有する者	配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
	人	人	人	人
1 人	305	134	142	29
2 人	364	175	357	9
3 人	294	242	292	2
4 人	77	69	77	4
5 人	3	2	3	—
6 人	1	1	1	1
計	1,044	623	872	45

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,467円（平均扶養親族数は2.1人）である。

第4表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
受 給 者	人 1,989
交通機関等のみを利用する者	237
交通用具のみを使用する者	1,650
交通機関等と交通用具を併用する者	102
交通機関等の利用者 1人当たり平均手当月額	円 14,127
交通用具の使用者 1人当たり平均手当月額	円 4,428

2 民間給与関係

令和4年 職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、本市の職員の給与等を検討するため、令和4年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院、和歌山県人事委員会、大阪府人事委員会、堺市人事委員会、特別区人事委員会

(3) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所 109事業所

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から62事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第5表(21頁)のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員

初任給関係340人（一般行政職に相当する調査実人員331人）、初任給関係以外の調査職種3,776人。（一般行政職に相当する調査実人員3,446人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は9,972人であり、うち、一般行政職に相当するものは8,588人である。）

④ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第5表 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人 ～499人	200人 ～299人	100人 ～199人	50人 ～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所 50	事業所 6	事業所 4	事業所 1	事業所 21	事業所 18	事業所 21	事業所 20	事業所 9
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	6	1	—	—	2	3	2	2	2
製造業	17	4	1	—	7	5	5	10	2
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	14	—	1	1	5	7	7	3	4
卸売業、小売業	3	1	—	—	1	1	1	1	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	4	—	1	—	3	—	3	1	—
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	6	—	1	—	3	2	3	3	—

(注) 1 上記のほか、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4事業所、調査不能の事業所が8事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第6表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,698 円
配偶者と子1人	18,954 円
配偶者と子2人	24,059 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
49.4 %	50.6 %	37.7 %	62.3 %	37.1 %	62.9 %

第8表 民間における定年の取扱い

定年制がある	60歳		60歳を超える		定年制がない
	60歳	60歳を超える	60歳	60歳を超える	
100.0 %	69.3 %	30.7 %	0.0 %		0.0 %

(注) 職種、役職により異なる定年年齢を定めている場合は、最も多くの従業員に適用されている定年年齢としている。

第9表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務手当を支給しない		在宅勤務を実施していない
	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	
52.1 %	(22.9) %	(77.1) %			47.9 %

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
8.6 %	91.6 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事務所を100とした割合である。

第10表 職種別、学歴別、規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	221,329	223,051	211,752	※180,000	
	短大卒	193,358	189,540	※210,000	※191,153	
	高校卒	175,044	174,776	176,779	173,014	
新卒事務員	大学卒	216,664	218,700	197,349	※180,000	
	短大卒	※160,000	—	—	※160,000	
	高校卒	176,773	180,000	※178,761	※150,000	
新卒技術者	大学卒	236,320	240,852	224,909	—	
	短大卒	195,102	189,540	※210,000	※198,942	
	高校卒	174,493	172,528	176,382	177,198	

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

3 大卒者の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。

4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

第11表 職種別、学歴別民間給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きま って支 給 する 給与 (A)	う ち時 間外 手当 (B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事	支 店 長	1	*	*	*	*
	大 学 卒	1	*	*	*	*
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—	—
務	工 場 長	2	57.5	1,009,905	—	1,009,905
	大 学 卒	1	*	*	*	*
	短 大 卒	1	*	*	*	*
	高 校 卒	—	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—	—
・	事 務 部 長	108	53.6	620,694	1,834	618,860
	大 学 卒	75	53.3	646,939	697	646,242
	短 大 卒	10	55.8	536,542	567	535,975
	高 校 卒	23	53.8	573,694	6,043	567,651
	中 学 卒	—	—	—	—	—
技	技 術 部 長	83	54.4	676,188	1,816	674,372
	大 学 卒	61	54.4	716,051	2,327	713,724
	短 大 卒	9	53.7	559,332	854	558,478
	高 校 卒	13	55.2	580,833	164	580,669
	中 学 卒	—	—	—	—	—
術	事 務 部 次 長	58	51.7	561,766	401	561,365
	大 学 卒	51	51.3	571,878	181	571,697
	短 大 卒	3	53.1	645,819	3,837	641,982
	高 校 卒	4	54.3	386,506	0	386,506
	中 学 卒	—	—	—	—	—
関	技 術 部 次 長	18	52.7	579,590	8,945	570,645
	大 学 卒	13	53.7	578,375	3,521	574,854
	短 大 卒	2	48.5	516,430	43,711	472,719
	高 校 卒	3	51.9	622,646	6,991	615,655
	中 学 卒	—	—	—	—	—
係	事 務 課 長	254	50.4	531,822	4,121	527,701
	大 学 卒	185	49.1	545,776	4,099	541,677
	短 大 卒	22	54.2	492,611	3,560	489,051
	高 校 卒	47	53.6	497,351	4,467	492,884
	中 学 卒	—	—	—	—	—
職	技 術 課 長	180	51.4	572,745	4,650	568,095
	大 学 卒	119	51.1	598,282	2,917	595,365
	短 大 卒	24	51.5	581,270	8,326	572,944
	高 校 卒	37	52.2	481,845	7,906	473,939
	中 学 卒	—	—	—	—	—
種	支 店 長	1	*	*	*	*
	大 学 卒	1	*	*	*	*
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—	—

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、「*」としている。(以下本表において同じ)

備	考
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
同	上
{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	
同	上
{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
同	上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事 務	事務課長代理	227	47.5	448,997	19,178	429,819
	大 学 卒	183	47.0	457,467	21,565	435,902
	短 大 卒	16	51.9	436,849	22,409	414,440
	高 校 卒	28	48.7	406,036	4,241	401,795
	中 学 卒	—	—	—	—	—
技 術	技術課長代理	128	51.4	552,238	62,357	489,881
	大 学 卒	82	50.7	556,896	67,248	489,648
	短 大 卒	22	51.3	543,078	78,102	464,976
	高 校 卒	23	53.9	540,816	36,132	504,684
	中 学 卒	1	*	*	*	*
事 務 係 長	事務係長	136	47.0	442,905	40,720	402,185
	大 学 卒	82	45.2	419,825	37,004	382,821
	短 大 卒	12	44.7	391,178	49,013	342,165
	高 校 卒	41	51.5	504,483	46,658	457,825
	中 学 卒	1	*	*	*	*
技 術 係 長	技術係長	185	47.2	482,830	63,120	419,710
	大 学 卒	79	42.8	461,688	64,368	397,320
	短 大 卒	21	48.6	475,866	48,010	427,856
	高 校 卒	85	50.6	503,408	65,981	437,427
	中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 主 任	事務主任	198	45.9	378,733	39,827	338,906
	大 学 卒	109	43.0	370,923	37,246	333,677
	短 大 卒	33	48.3	401,713	51,171	350,542
	高 校 卒	56	49.9	381,877	39,068	342,809
	中 学 卒	—	—	—	—	—
技 術 主 任	技術主任	233	47.1	510,793	72,464	438,329
	大 学 卒	87	40.7	482,261	93,579	388,682
	短 大 卒	30	46.1	532,230	106,636	425,594
	高 校 卒	116	50.9	521,325	52,313	469,012
	中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 係 員	事務係員	832	37.9	314,454	32,027	282,427
	大 学 卒	447	34.0	312,960	36,653	276,307
	短 大 卒	158	41.0	301,542	27,277	274,265
	高 校 卒	226	43.9	328,478	25,890	302,588
	中 学 卒	1	*	*	*	*
技 術 係 員	技術係員	803	31.9	333,056	56,253	276,803
	大 学 卒	343	32.4	349,142	60,215	288,927
	短 大 卒	108	32.0	335,771	59,230	276,541
	高 校 卒	351	31.6	320,308	52,300	268,008
	中 学 卒	1	*	*	*	*

備	考
<p>{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）</p>	
同	上
<p>係の長及び係長級専門職</p>	
同	上
<p>{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）</p>	
同	上
<p> </p>	
<p> </p>	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	1	*	円	円	円	行 政 職 9 級
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	2	57.5	1,009,905	—	1,009,905	同 上
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	—
	事 務 部 長	74	54.0	686,011	1,136	684,875	同 上
	大 学 卒	52	53.6	711,498	987	710,511	
短 大 卒	6	55.2	621,099	0	621,099		
高 校 卒	16	54.7	625,947	2,061	623,886		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	68	54.8	710,922	2,386	708,536	同 上	
大 学 卒	56	54.7	722,329	2,680	719,649		
短 大 卒	4	53.0	648,100	2,334	645,766		
高 校 卒	8	56.7	660,729	289	660,440		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	40	51.7	632,567	0	632,567	同 上	
大 学 卒	38	51.4	634,196	0	634,196		
短 大 卒	2	57.5	601,200	0	601,200		
高 校 卒	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	11	50.6	643,904	0	643,904	同 上	
大 学 卒	9	50.9	646,702	0	646,702		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	1	*	*	*	*		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 課 長	178	50.5	581,584	3,664	577,920	7 級、8 級	
大 学 卒	138	49.2	584,017	3,881	580,136		
短 大 卒	12	54.8	582,298	4,718	577,580		
高 校 卒	28	54.6	569,720	2,195	567,525		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 課 長	135	51.7	603,989	2,390	601,599	同 上	
大 学 卒	98	51.2	621,069	2,293	618,776		
短 大 卒	19	51.9	580,343	5,222	575,121		
高 校 卒	18	54.8	535,160	0	535,160		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
		人	歳	円	円	円	
事	事務課長代理	177	47.5	462,085	20,920	441,165	行 政 職 5 級、6 級
	大 学 卒	147	47.1	469,833	23,519	446,314	
	短 大 卒	11	52.6	436,533	21,990	414,543	
	高 校 卒	19	48.3	423,956	4,466	419,490	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
務	技術課長代理	110	51.4	554,366	66,453	487,913	同 上
	大 学 卒	71	50.7	559,319	71,024	488,295	
	短 大 卒	20	51.5	537,279	85,320	451,959	
	高 校 卒	18	53.8	547,190	39,293	507,897	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
・	事務係長	85	46.3	475,745	43,326	432,419	3 級、4 級
	大 学 卒	50	43.5	435,052	39,243	395,809	
	短 大 卒	7	43.6	383,308	49,479	333,829	
	高 校 卒	28	51.4	561,078	48,518	512,560	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技	技術係長	114	47.6	508,356	63,027	445,329	同 上
	大 学 卒	51	41.7	486,237	66,368	419,869	
	短 大 卒	16	50.2	490,668	51,195	439,473	
	高 校 卒	47	52.8	537,971	63,880	474,091	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
術	事務主任	153	46.2	388,108	40,361	347,747	2 級 (一部は 3 級、4 級)
	大 学 卒	85	42.8	370,938	33,430	337,508	
	短 大 卒	25	49.9	440,048	64,724	375,324	
	高 校 卒	43	50.8	396,367	42,171	354,196	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関	技術主任	190	47.5	531,460	76,563	454,897	同 上
	大 学 卒	69	40.0	502,609	102,899	399,710	
	短 大 卒	25	46.6	552,507	112,769	439,738	
	高 校 卒	96	51.7	541,041	54,045	486,996	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係	事務係員	546	37.8	321,874	34,510	287,364	1 級
	大 学 卒	294	32.9	313,704	39,393	274,311	
	短 大 卒	108	41.5	315,130	31,037	284,093	
	高 校 卒	143	45.5	347,502	26,741	320,761	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職	技術係員	558	31.2	337,914	59,750	278,164	同 上
	大 学 卒	237	31.9	353,445	62,194	291,251	
	短 大 卒	83	31.2	340,104	62,085	278,019	
	高 校 卒	238	30.8	326,121	57,097	269,024	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
		人	歳	円	円	円	
事	支 店 長	—	—	—	—	—	行 政 職 7 級、8 級
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
務	工 場 長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
・	事 務 部 長	27	52.5	506,603	380	506,223	同 上
	大 学 卒	20	51.8	540,666	254	540,412	
	短 大 卒	3	55.0	431,067	1,747	429,320	
	高 校 卒	4	54.1	384,190	0	384,190	
技	技 術 部 長	11	54.0	561,341	0	561,341	同 上
	大 学 卒	3	54.6	709,075	0	709,075	
	短 大 卒	4	52.5	506,924	0	506,924	
	高 校 卒	4	55.1	447,538	0	447,538	
術	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	事 務 部 次 長	13	51.6	481,409	1,457	479,952	
	大 学 卒	8	50.7	484,858	952	483,906	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
関	高 校 卒	4	54.3	386,506	0	386,506	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	4	55.5	569,441	4,518	564,923	
	大 学 卒	2	56.8	512,790	0	512,790	
係	短 大 卒	—	—	—	—	—	同 上
	高 校 卒	2	54.1	623,177	8,803	614,374	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	63	49.3	440,130	3,362	436,768	
職	大 学 卒	41	47.6	456,574	3,782	452,792	5 級、6 級
	短 大 卒	7	54.0	412,525	3,901	408,624	
	高 校 卒	15	51.9	404,879	1,885	402,994	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技 術 課 長	40	50.1	494,352	7,072	487,280	同 上
	大 学 卒	18	50.2	520,510	2,298	518,212	
	短 大 卒	5	50.4	583,891	17,098	566,793	
	高 校 卒	17	49.8	425,067	8,899	416,168	
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	37	46.1	392,370	10,270	382,100	行 政 職 4 級
	大 学 卒	27	44.5	388,455	11,143	377,312	
	短 大 卒	3	52.5	513,088	27,286	485,802	
	高 校 卒	7	49.3	358,640	0	358,640	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	17	51.9	535,460	10,798	524,662	同 上
	大 学 卒	10	50.9	539,647	14,501	525,146	
	短 大 卒	2	49.5	600,200	7,000	593,200	
	高 校 卒	5	55.9	477,722	4,853	472,869	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務係長	30	48.7	421,474	55,136	366,338	3 級	
大 学 卒	17	46.7	447,325	68,318	379,007		
短 大 卒	3	47.8	391,218	52,680	338,538		
高 校 卒	9	53.2	381,185	35,529	345,656		
中 学 卒	1	*	*	*	*		
技術係長	53	46.9	432,239	63,214	369,025	同 上	
大 学 卒	23	45.7	426,036	68,211	357,825		
短 大 卒	3	44.0	467,456	49,451	418,005		
高 校 卒	27	48.3	433,083	60,747	372,336		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務主任	35	46.5	347,284	34,184	313,100	2 級 (一部は 3 級)	
大 学 卒	20	44.8	379,278	53,589	325,689		
短 大 卒	6	46.8	299,557	3,326	296,231		
高 校 卒	9	49.9	309,556	12,586	296,970		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術主任	38	44.7	377,170	46,959	330,211	同 上	
大 学 卒	17	44.3	392,626	52,702	339,924		
短 大 卒	4	42.4	365,513	68,773	296,740		
高 校 卒	17	45.7	364,046	36,569	327,477		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務係員	236	38.5	306,331	27,262	279,069	1 級	
大 学 卒	135	36.6	313,716	29,097	284,619		
短 大 卒	38	39.2	272,620	19,080	253,540		
高 校 卒	63	42.7	309,530	27,938	281,592		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術係員	181	36.4	312,420	40,474	271,946	同 上	
大 学 卒	91	33.9	332,562	54,709	277,853		
短 大 卒	21	40.4	278,571	27,162	251,409		
高 校 卒	69	38.3	297,320	27,399	269,921		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	行 政 職 6 級、7 級	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒 中 学 卒	—	—	—	—		
工 場 長	—	—	—	—	—	同 上	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒 中 学 卒	—	—	—	—		
事 務 部 長	7	54.6	547,447	9,894	537,553	同 上	
	大 学 卒	3	56.8	527,500	0		527,500
	短 大 卒	1	*	*	*		*
	高 校 卒 中 学 卒	3	50.8	591,544	23,086		568,458
技 術 部 長	4	51.8	575,280	0	575,280	同 上	
	大 学 卒	2	49.5	620,000	0		620,000
	短 大 卒	1	*	*	*		*
	高 校 卒 中 学 卒	1	*	*	*		*
事 務 部 次 長	5	51.5	423,030	56	422,974	同 上	
	大 学 卒	5	51.5	423,030	56		422,974
	短 大 卒	—	—	—	—		—
	高 校 卒 中 学 卒	—	—	—	—		—
技 術 部 次 長	3	53.5	465,398	32,224	433,174	同 上	
	大 学 卒	2	57.5	471,113	15,433		455,680
	短 大 卒	1	*	*	*		*
	高 校 卒 中 学 卒	—	—	—	—		—
事 務 課 長	13	53.4	409,904	10,895	399,009	5 級	
	大 学 卒	6	53.7	428,327	8,976		419,351
	短 大 卒	3	53.2	389,657	0		389,657
	高 校 卒 中 学 卒	4	53.3	397,455	21,945		375,510
技 術 課 長	5	51.9	440,414	34,942	405,472	同 上	
	大 学 卒	3	53.8	425,663	21,331		404,332
	短 大 卒	—	—	—	—		—
	高 校 卒 中 学 卒	2	49.0	462,541	55,359		407,182

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
事 務	事務課長代理	13	50.0	387,726	13,736	373,990	行 政 職 4 級
	大 学 卒	9	49.7	408,848	12,860	395,988	
	短 大 卒	2	48.5	363,068	19,413	343,655	
	高 校 卒	2	52.5	317,337	12,001	305,336	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長代理	1	*	*	*	*	同 上
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術	事務係長	21	47.1	387,345	20,182	367,163	3 級
	大 学 卒	15	47.0	369,244	7,555	361,689	
	短 大 卒	2	43.5	406,157	44,141	362,016	
	高 校 卒	4	49.3	445,816	55,550	390,266	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術係長	18	45.4	473,698	63,368	410,330	同 上
	大 学 卒	5	40.7	397,470	34,626	362,844	
	短 大 卒	2	44.0	384,500	24,000	360,500	
	高 校 卒	11	47.9	524,565	83,591	440,974	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務主任	10	40.0	328,286	46,334	281,952	2 級 (一部は 3 級)
	大 学 卒	4	41.3	341,865	53,210	288,655	
	短 大 卒	2	36.0	264,186	27,436	236,750	
	高 校 卒	4	40.8	346,757	48,907	297,850	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術	技術主任	5	42.5	374,004	39,908	334,096	同 上
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	43.5	384,507	48,223	336,284	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	事務係員	50	37.2	258,529	22,106	236,423	1 級
	大 学 卒	18	36.3	293,732	38,946	254,786	
	短 大 卒	12	41.4	238,521	10,366	228,155	
	高 校 卒	20	35.6	238,851	13,994	224,857	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技術係員	64	32.2	302,529	37,041	265,488	同 上
	大 学 卒	15	38.0	334,021	40,320	293,701	
	短 大 卒	4	39.0	347,981	41,815	306,166	
	高 校 卒	44	29.3	286,424	35,258	251,166	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

その2 その他の職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)
技能・ 労務関係 職種		人	歳	円	円	円
	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	5	58.6	355,720	69,094	286,626
	守衛員	22	46.3	433,695	58,285	375,410
	用 務 員	—	—	—	—	—
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	5	55.5	661,687	0	661,687
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	49.3	567,470	0	567,470
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	10	48.9	452,602	2,278	450,324
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	3	29.2	357,779	4,264	353,515
	運 航 士	—	—	—	—	—
	甲 板 長 ・ 操 機 長	2	50.0	482,152	0	482,152
	甲 板 手 ・ 操 機 手	10	37.0	384,133	5,213	378,920
	甲 板 員 ・ 機 関 員	7	28.9	290,220	418	289,802
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 講 師	—	—	—	—	—
	大 学 助 教	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 校 長	1	*	*	*	*
高 等 学 校 教 頭	2	58.5	684,230	0	684,230	
高 等 学 校 教 諭	26	50.8	529,458	1,079	528,379	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	3	56.2	831,832	0	831,832
	研 究 部 (課) 長	32	50.4	637,216	1,987	635,229
	研 究 室 (係) 長	39	49.3	605,492	936	604,556
	主 任 研 究 員	50	45.6	577,707	43,749	533,958
	研 究 員	104	31.6	392,501	61,097	331,404
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

備	考
<p>電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。</p>	
<p>構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 〔下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）</p>	

3 労働経済指標関係

第12表 労働経済指標

項 目		年 月					
		令和3年 4 月	5 月	6 月	7 月		
賃 金 ・ 労 働 時 間	全 国	きま つ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)	金 額 (千円)	300.3	294.9	297.2	297.7
			前年同月比 (%)	1.6	2.6	2.1	1.7
		所 定 内 給 与	金 額 (千円)	275.9	272.1	274.4	274.0
			前年同月比 (%)	1.1	1.4	0.8	0.7
	総 実 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)	時 間 数 (時間)	150.4	136.0	146.9	146.9	
		所 定 外 労 働 時 間 数	時 間 数 (時間)	12.1	11.1	11.4	11.9
	和 歌 山 県	きま つ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)	金 額 (千円)	265.2	262.2	264.1	263.7
			前年同月比 (%)	5.1	6.5	7.2	4.3
		所 定 内 給 与	金 額 (千円)	245.1	242.7	244.0	243.4
			前年同月比 (%)	5.4	5.7	6.1	3.7
総 実 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)		時 間 数 (時間)	152.8	140.2	149.7	147.7	
		所 定 外 労 働 時 間 数	時 間 数 (時間)	10.8	10.7	11.1	11.4
生 計 費 出	全 国 (全 世 帯)	金 額 (千円)	301.0	281.1	204.4	267.7	
		前年同月比 (%)	12.4	11.5	△25.3	0.3	
	全 国 (勤 労 者 世 帯)	金 額 (千円)	338.6	317.7	281.2	302.8	
		前年同月比 (%)	11.5	13.1	△5.8	4.9	
	和 歌 山 市 (全 世 帯)	金 額 (千円)	244.5	213.7	221.3	214.6	
		前年同月比 (%)	△3.9	1.2	△7.1	△11.8	
	和 歌 山 市 (勤 労 者 世 帯)	金 額 (千円)	261.5	247.6	233.7	242.3	
		前年同月比 (%)	△24.7	6.6	△18.5	△3.4	
物 価	消 費 者 物 価 指 数 (総 務 省)	全 国	前年同月比 (%)	△1.1	△0.8	△0.5	△0.3
		和 歌 山 市	前年同月比 (%)	△1.3	△0.8	△0.7	△0.2
	国 内 企 業 物 価 指 数 (全 国 ・ 日 本 銀 行)	前年同月比 (%)	3.5	4.8	4.9	5.6	
そ の 他	常 用 雇 用 指 数 (調 査 産 業 計 ・ 厚 生 労 働 省)	前年同月比 (%)	△0.3	0.2	0.0	△0.1	
	完 全 失 業 率 (総 務 省)	全 国 (%)	2.8	2.9	2.9	2.8	
		近 畿 (%)	3.3	3.3	3.4	3.3	
	有 効 求 人 倍 率 (厚 生 労 働 省)	全 国 (倍)	1.09	1.10	1.13	1.14	
		和 歌 山 職 業 安 定 所 管 内	(倍)	0.87	0.85	0.89	0.91
実 質 国 内 総 生 産 (内 閣 府)	前 期 比 (%)	0.5					

- (注) 1 「毎月勤労統計調査」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」の前年同月比については、令和2年基準である。
 2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」については、全国は季節調整値、近畿及び和歌山職業安定所管内は原数値である。
 3 「実質国内総生産」については、平成27暦年連鎖価格である。
 4 「毎月勤労統計調査」については、再集計値である。

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和4年 1 月	2 月	3 月	4 月
295.0	296.3	298.6	298.0	298.6	298.9	299.5	304.0	307.9
1.3	1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5
271.9	273.6	275.1	273.9	273.7	274.7	275.2	278.9	281.9
0.7	0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2
135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0
10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9
265.8	263.8	267.6	269.9	271.1	262.5	258.8	261.7	264.8
5.7	4.7	5.0	6.7	5.4	0.5	0.0	0.8	△0.2
244.6	243.5	246.0	247.5	246.8	240.1	236.8	239.6	241.7
4.3	3.6	4.0	5.4	4.2	△0.2	△0.7	0.3	△1.4
143.4	147.3	148.3	150.3	149.2	136.6	136.7	141.4	149.2
10.6	11.4	11.1	11.8	11.8	11.8	11.2	11.2	12.0
266.6	265.3	282.0	277.0	317.2	287.8	257.9	307.3	304.5
△3.5	△1.7	△0.5	△0.6	0.7	7.5	2.1	△0.8	1.2
294.1	295.8	312.7	304.2	344.1	314.4	285.3	343.7	344.1
△3.4	△2.8	0.1	△0.4	3.1	5.6	1.6	△0.1	1.6
223.3	219.7	230.3	224.7	262.1	291.1	244.4	293.6	239.6
△5.2	△13.4	△15.3	△2.1	7.1	28.1	4.5	39.7	△2.0
255.6	241.3	243.8	251.4	295.3	384.2	300.0	355.7	288.1
△9.4	△10.2	△31.4	4.3	9.5	56.5	6.5	55.4	10.2
△0.4	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5
△0.7	△0.1	△0.2	0.3	0.4	△0.1	0.0	0.2	1.7
5.6	6.2	8.0	8.9	8.6	9.0	9.4	9.3	10.0
△0.2	△0.3	△0.3	△0.5	△0.4	△1.2	△1.2	△1.3	△1.1
2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5
3.2	2.9	2.9	2.7	2.7	3.0	2.8	2.8	3.1
1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23
0.93	0.95	0.96	1.02	1.06	1.03	0.96	0.91	0.84
△ 0.5			1.0			0.0		

4 生計費関係

第13表 費目別、世帯人員別標準生計費（和歌山市）

（令和4年4月）

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	26,560	33,666	43,118	52,564	62,016
住居関係費	33,854	60,044	47,913	35,783	23,652
被服・履物費	4,636	3,198	5,004	6,810	8,617
雑費Ⅰ	21,905	36,015	51,785	67,555	83,311
雑費Ⅱ	6,888	12,731	15,132	17,529	19,930
計	93,843	145,654	162,952	180,241	197,526

（注）1 2～5人世帯については、総務省の「家計調査」（勤労者世帯）における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告及び勧告をするとともに、公務員人事管理について報告を行った。

それらの内容の骨子は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返り分(注)103円〕 (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

○ 俸給表

①行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

②その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

<ボーナス>

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分
民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

【実施時期】

- ・月例給 : 令和4年4月1日
- ・ボーナス : 法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る高熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組 令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- 65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保及び育成

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討